

「ひなたのつどい」

つながる！ ～共に学び、共に生きる社会を目指して～

令和5年1月21日

# 障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について



文部科学省  
総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
障害者学習支援推進室  
室長補佐 宮本 二郎

# 障害者の生涯学習をめぐる社会情勢の変化

平成26年 「障害者権利条約」批准

→ 第24条「生涯学習の機会の確保」

平成28年 「障害者差別解消法」の施行

→ 国・自治体における合理的配慮の義務化

平成29年4月

大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」

平成29年度

生涯学習政策局(現 総合教育政策局)に

「障害者学習支援推進室」を新設

# 大臣メッセージ

(平成29年4月7日 松野博一 文部科学大臣)

私はかねてより、障害のある方々が、この日本の社会でどうしたら夢や希望を持って活躍していくことができるかを考えてきました。その中でも印象的だったのが、特別支援学校での重い知的障害と身体障害のある生徒とその保護者との出会いです。その生徒は高等部3年生で、春に学校を卒業する予定であり、保護者によれば、**卒業後の学びや交流の場がなくなるのではないかと大きな不安**を持っておいででした。他にも多くの保護者から同様のご意見をいただきました。

これまでの行政は、障害のある方々に対して、学校を卒業するまでは特別支援学校をはじめとする「学校教育施策」によって、学校を卒業してからは「福祉施策」や「労働施策」によって、それぞれ支援を行ってきました。しかし、**これからは、障害のある方々が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要**です。私はこれを「**特別支援教育の生涯学習化**」と表現することとしました。

文部科学省では、このような観点から昨年12月に「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」を公表しました。併せて、省内の体制を確立するために「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置しました。さらに、今年度から生涯学習政策局に「**障害者学習支援推進室**」を新設しました。今後、この「**障害者学習支援推進室**」を中心に全省的に「Specialプロジェクト2020」や特別支援学校等における地域学校協働活動の推進、卒業後も含めた切れ目ない支援体制の整備の促進、障害のある学生への大学等における支援体制の充実等に取り組んでいきます。

各地方公共団体におかれては、障害のある方々がそれぞれのライフステージで夢と希望をもって生きていけるよう、生涯にわたる学習活動の充実を目指し、生涯学習や特別支援教育、スポーツ、文化、福祉、労働などの関係部局の連携の下、国とともに取り組んでいただきますようお願いいたします。

今週(4月2日～8日)は発達障害啓発週間です。

改めて、**国と地方公共団体、企業に加えて地域の皆さまとともに、障害のある方々がわけ隔てなく、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していきたいと強く願います。**

# 障害者の生涯学習に関する現状と課題

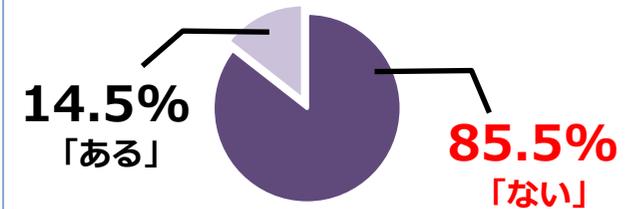
## 障害者の学校卒業後の状況

- 特別支援学校卒業生の高等教育機関への進学率は約**2.2%**  
特に、卒業生の9割近くを占める知的障害者は約**0.5%**に留まる  
→「学校卒業後、学びや交流の場はどうになってしまうのか、とても不安に感じている」「障害者はその特性から、ゆっくりと成長するのに、学び続けることができない」といった声も
- 約**92%**の障害者が就職又は障害福祉サービスなどに進む

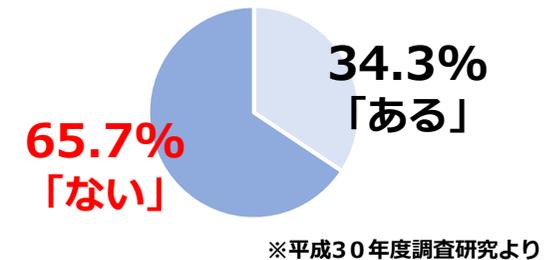
## 障害者本人の意識、ニーズ ※平成30年度 障害者本人の意識等調査の結果より

- 「障害者の学習機会が充実されることは重要だと思う」 →**81.1%**  
一方で…「一緒に学習する友人、仲間がいない」 →**71.7%**  
「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 →**66.3%**  
「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にない」 →**67.2%**

## 【公民館等が障害者の学習活動の支援に関わった経験の有無】



## 【生涯学習の機会について】



課

題

- ① 障害者の多様な社会参加を支える学習活動の充実とともに進学が困難な移行期の知的障害者等も**学び続けることができる生涯学習機会が重要**
- ② 障害者の学習支援の経験のある公民館等が**14.5%**に留まるように、地方公共団体にはノウハウや実施体制がない
- ③ 先進的に取り組むNPOや大学等による生涯学習プログラムのモデル化が進展しているが、民間団体は予算等の資源不足から**取組の持続性や成果の波及力に課題がある**

対  
応

- ▶ **地方公共団体が民間団体と連携し、持続可能な事業実施体制を整備する**
- ▶ **発達段階や障害種等に応じた学習プログラムの開発やその担い手を育成する**

# 有識者会議最終報告のポイント

「障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）」平成31年3月

学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

## 目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず**共に学び、生きる共生社会の実現**
- **障害者の主体的な学び**の重視、個性や得意分野を生かした**社会参加の実現**

## 取り組むべき施策

- ① 学校教育から卒業後における学びへの**円滑な移行**
- ② **多様な学びの場づくり**
- ③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの**連携の強化**
- ④ 障害者の生涯学習を推進するための**基盤の整備**

# 障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会 議論のまとめ (R4.3.25) 概要



## 現状と課題

- ✓ 文部科学省では「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を目指して障害者の生涯学習環境の整備等を実施。
- ✓ 我が国全体の高等教育機関への進学率が8割を超える中、障害者の進学率は約2.2%（知的障害者に限れば約0.5%）に留まる。
- ✓ 障害者の学習ニーズに対して、提供される生涯学習の場やプログラムの量・質ともに不十分な状況で、特にノウハウや経験を有する人材が不足。

## 検討事項

今後、障害者の生涯学習を推進するために必要な、（1）新たな取組を開始するにあたり必要な視点や手法、（2）障害者の生涯学習を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理、（3）人材を育成・確保するための方策、（4）我が国における取組を更に展開・発展させていくために考えられる方策について検討整理。

## 1. 「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」の作成

## 2. 障害者の生涯学習推進を担う人材が身に着けるべき専門性や役割の整理

障害者の生涯学習を担う人材に想定される役割

学びを支援するサポーター

講師/指導者/学習支援者

事業推進者/コーディネーター

【想定される実施主体】各関係機関に期待される取組についても整理

- ①教育委員会 ②公民館・生涯学習センター ③図書館 ④特別支援学校等 ⑤大学等の高等教育機関 ⑥障害福祉担当部局等 ⑦社会福祉協議会 ⑧障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等 ⑨生涯学習事業に取り組むNPO等（当事者団体等含む）

障害者の生涯学習を担う人材に求められる意識・理解  
支援者＝「共に学ぶ当事者」としての意識

「当事者中心の  
生涯学習」の視点

障害に関する  
基礎的理解

地域資源を調整・活用  
する能力

育成・活躍  
の促進が  
重要

事業推進者/コーディネーターに求められる専門性・役割

## 3. 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・活躍を促進するための方策

### ① 障害者の生涯学習の研修機会の充実

- 社会教育関係職員の研修の充実、調査研究等を期待

### ④ 特別支援学校等教員に期待される役割

- 社会教育士称号取得の促進
- 在校生、卒業生等を支える地域ネットワーク形成

### ② 社会教育主事講習の学修内容の充実

- 学習課題として「障害者の生涯学習」の位置づけを検討

### ⑤ 大学の社会教育主事養成課程の充実

- 学生等の障害者の生涯学習活動への参加促進
- 学生が障害者と共に学ぶ機会の充実

### ③ 社会教育士制度等による担い手育成

- 福祉関係者への障害者の生涯学習への理解促進・連携

### ⑥ 障害者本人が担い手になる仕組み

- 当事者も企画運営等の担い手になる仕組みづくり
- 障害者の社会教育士称号や司書資格取得を促進

## 4. 今後、障害者の生涯学習に関して国に求められる取組

## 事業内容

### 1. 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究

#### (1) 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築

- ◆都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための「地域コンソーシアム」を形成し、支援体制を構築。

(1)都道府県レベルのネットワーク構築 (2)(3)地域レベルの学習機会拡充

#### (2) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進

- ◆市区町村が実績のある民間団体等と組織的に連携し、主に公民館等の社会教育施設における、障害当事者のニーズや地域資源等を踏まえた**生涯学習プログラム**を開発・実施

#### (3) 大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築

- ◆社会への移行期における知的障害者等を対象とした学びのモデルを大学・専門学校等が開発・実施

### 2. 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究

- H29 基礎データ（都道府県、市町村、特別支援学校）
- H30 基礎データ（障害者本人、公民館・生涯学習センター）
- R元 社会教育施設の合理的配慮
- R2 大学等の生涯学習プログラム
- R3 重度重複障害児・者のまなび

## 成果や課題を共有

### 3. 障害者の生涯学習に関する連絡会議の開催、普及・啓発や人材育成に向けた取組

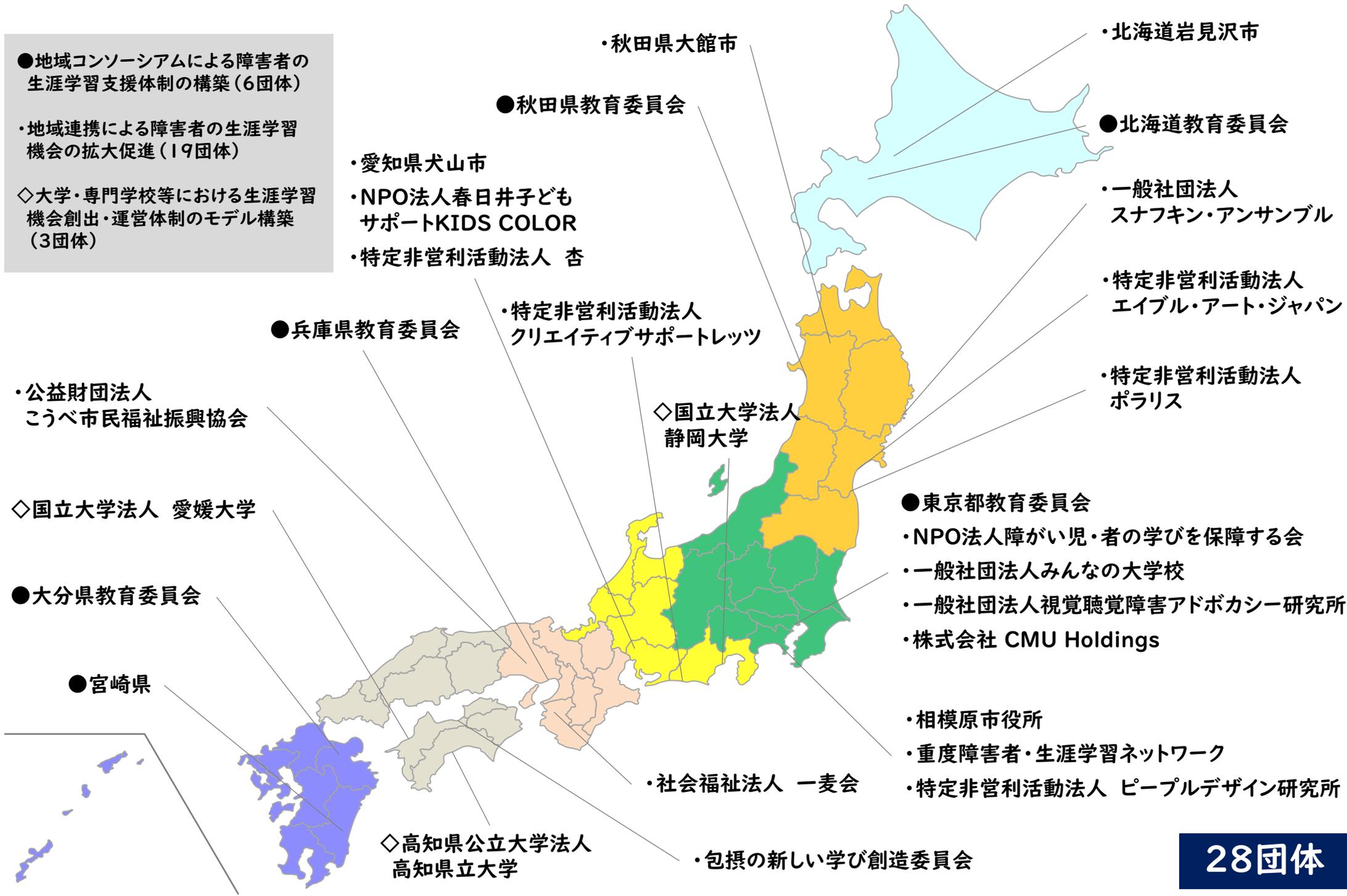
- ◆有識者を含めた連絡会議
- ◆ブロック別コンファレンス（実践研究集会）
- ◆障害理解啓発フォーラム

◎各地域で障害者の**社会参加と活躍を推進**

◎地域における**支援人材の増加と障害への理解を増進**

# 令和4年度「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」

- 地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築(6団体)
- ・地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進(19団体)
- ◇大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築(3団体)



**28団体**

# 学習プログラムの一例

# 生活のための学び／知識習得のための学び／体験活動



夕刻のたまり場  
(社会福祉法人一麦会)



オンライン読書会  
(NPO法人エイブル・アート・ジャパン)



動画づくり  
(NPO法人ポラリス)



部活動で仲間づくり  
(こうべ市民福祉振興協会)



大学生と共に学ぶ  
(相模原市)



サッカー講座  
(春日井子どもサポートKIDS COLOR)



音楽で遊ぼう  
(秋田県大館市)



アートアカデミー  
(北海道岩見沢市)



おしゃべりサロン  
(天理大学)

# 共に学び、生きる共生社会コンファレンス

## 趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び続けられる社会、共に学び生きる共生社会の実現に向けて、**障害者の生涯学習の機会を全国的に整備・充実**することが急務である。

そこで、令和元年度より**障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国ブロック別に開催**し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行う。障害の社会モデルに基づく**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成**、**障害者の学びの場の充実**を目指す。

## 参加者

○150～300名程度を想定      ○障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の学びに関心のある人など  
⇒都道府県・市町村職員（障害者学習支援担当、生涯学習、教育、スポーツ、文化・芸術、福祉、労働等）、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等。

## コンファレンス実施内容

**例1** 障害者の学びのニーズや学びの成果としての社会参加機会の創出に向けて、障害者本人による学びの成果発表や思いの表現等の機会を設定

**例2** 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

**例3** 各テーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）ごとの分科会の開催、関係者のネットワーク構築に資する交流機会を設定



コンファレンス  
(Conference)

会議、協議会  
関係者間で共有する問題  
について協議すること

誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現

【概要映像】令和3年度  
関東甲信越ブロックの様子

【記録映像】令和3年度  
中国・四国ブロックの様子



# 令和4年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」 開催概要

開催日	実施団体等	テーマ等	開催方法等
R4.8.24	秋田県教育委員会 【県内コンファレンス】	取組紹介「“やってみよう” “学びたい” 気持ちを 引き出す私たちの取組」 講演「障害者の学びと楽しみの場を地域に広げ、 続けていくために」	オンライン
R4.11.4	東京都教育委員会 【関東甲信越コンファレンス】	“豊かに生きる”ための生涯学習	ハイブリッド 「超福祉の学校」内
R4.11.25	兵庫県教育委員会 【近畿ブロックA】	共に生き、共に学ぶ共生社会の実現 ～誰もが幸せに暮らせる社会をめざして～	神戸大学と県内サテライ ト会場を接続
R4.12.7	社会福祉法人一麦会 【近畿ブロックB】	学び合う そして 創り合う	ハイブリッド
R4.12.17	NPO法人春日井子どもサポートKIDS COLOR 【東海北陸ブロックA】	地域共生社会を目指す障害者の生涯学習プログ ラム開発・推進コンファレンス in 春日井	ハイブリッド 文化フォーラム春日井
R5.1.14	特定非営利活動法人杏 【東海北陸ブロックB】	地域における障害者の生涯学習プログラム開発・ 推進コンファレンス in 瀬戸	瀬戸蔵
R5.1.21	宮崎県 【県内コンファレンス】	ひなたのつどい つながる!～共に学び、共に生きる社会を目指して～	ハイブリッド 宮崎県教育研修センター
R5.1.21	特定非営利活動法人クリエイティブサポートレッツ 【東海北陸ブロックC】	ともにいるだけで学びになる ～福祉とアートの現場から～	ハイブリッド 浜松市福祉交流センター
R5.2.4	大分県教育委員会 【九州沖縄ブロック】	おおいたでかたろうえ!	別府市中央公民館
R5.2.4	北海道教育委員会 【北海道ブロック】	調整中	ハイブリッド検討
R5.2.12	特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン 【東北ブロック】	ともにまなび、ともに生きる共生社会コンファレン ス東北ブロック	ハイブリッド 仙台メディアテーク7F
R5.2.5～	国立大学法人 愛媛大学 【中国四国ブロック】	まるのつどい ～やがて来る新しい時代の学び! 障がい者の生涯を通じた新しい学びの場づくり～	ハイフレックス

# 関係法令の動向

## ◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (通称：読書バリアフリー法)【議員立法】

- 施行日：令和元年6月28日
- 共管省庁：文部科学省、厚生労働省
- 目的：視覚障害者等の読書環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする。基本計画を策定し、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進する。
- 主な取組：
  - ✓ 基本計画（令和2年度～令和6年度）の策定
  - ✓ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の開催（第8回協議会：令和4年6月10日開催）  
※構成メンバーは関係省庁等（厚生労働省、経済産業省、総務省、国立国会図書館）及び出版者、視覚障害者等の関係者



読書バリアフリー 啓発リーフレット で検索

## ◆障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)【議員立法】

- 施行日：令和4年5月25日
- 所管省庁：内閣府、厚生労働省
- 目的：全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要。障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。
- 主な取組：
  - ✓ 第13条：教育、文化芸術、スポーツ、レクリエーション等の分野において情報を十分に取得利用・円滑な意思疎通を図ることができるよう、意思疎通支援を行う者の確保、養成等の必要な施策に取り組む。
  - ✓ 附帯決議：資格試験など、各種試験のバリアフリー化の促進。

意思疎通支援者養成先進事例：国立大学群馬大学  
手話サポーター養成プロジェクト室の取り組みがある。手話通訳に関わる資格試験にチャレンジ可能な日本手話・手話通訳スキルの獲得、スキルを活かして教育場面を中心に現場での実践力を高める科目を展開。



※群馬大学HPから引用

## ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (通称：改正バリアフリー法)

- 施行日：令和2年6月19日（一部令和3年4月1日）
- 共管省庁等：国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省
- 改正のポイント：
  - ✓ 心のバリアフリーの普及啓発の推進（令和2年6月19日施行）
  - ✓ (1) 国が定める「基本方針」の記載事項や市町村が策定する「移動等円滑化促進方針」及び「基本構想」の記載事項に心のバリアフリーに係る事項を追加。(2) 「基本構想」に盛り込むメニューとして「教育啓発特定事業」創設。(3) 「基本方針」「移動等円滑化促進方針」「教育啓発特定事業」について、国土交通省とともに教育を推進する主務大臣として、文部科学大臣を位置づけ。
  - ✓ 公立小中学校施設のバリアフリー化義務付け（令和3年4月1日施行）
- 主な取組：
  - ✓ 教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン作成検討委員会にオブザーバーとして参加。障害当事者等の参画による体験や交流を推進するために必要な取組方法を検証し、教育啓発特定事業の円滑な実施に向けたガイドラインを作成。（令和4年3月）



※国土交通省HPから引用

国土交通省 教育啓発特定事業 で検索

「ひなたのつどい」  
つながる! ~共に学び、共に生きる社会を目指して~

ご清聴ありがとうございました。